

川崎市上下水道局入江崎総合スラッジセンター

汚泥処理施設更新工事

Renewal Construction of Sludge Treatment Facility for Iriezaki Sludge
Treatment Center, Water Works Bureau, Kawasaki City

募集要項

令和2年12月

川崎市 上下水道局 下水道部

目 次

1 事業内容に関する事項	1
1.1 事業名称	1
1.2 事業の対象となる施設	1
1.3 公共施設等の管理者	1
1.4 事業目的	1
1.5 事業概要	1
1.6 事業方式	2
1.7 事業期間	3
1.8 事業費の負担及び提案上限価格	3
1.9 事業期間終了時の措置	3
1.10 遵守すべき関係法令等	3
2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	4
2.1 事業者の募集及び選定に関する基本的な考え方	4
2.2 選定の手順及びスケジュール	4
2.3 応募の手続き等	4
2.4 応募者の資格要件	8
2.5 事業提案書の審査等	11
2.6 事業提案書に関する条件	11
2.7 代表企業及び構成員の変更の制限	11
2.8 優先交渉権者選定後の手続	12
2.9 応募に関する留意事項	12
3 その他事業の実施に関し必要な事項	14
3.1 情報公開及び情報提供	14
3.2 応募に伴う費用負担	14
3.3 特定工事請負契約（公契約対象）	14
3.4 建設業退職金共済制度	14
3.5 質問及び申請手続きに関する問合せ先	14
3.6 SUMMARY	14

本募集要項は、以下のように定義する。

本募集要項は、川崎市（以下「市」という。）が、「川崎市上下水道局入江崎総合スラッジセンター汚泥処理施設更新工事」を実施するに当たり、参加資格要件及び公募型プロポーザル方式による受注事業者選定（以下「プロポーザル」という。）に関して必要な手続き等を定めるものとする。

なお、次の文書は、本書を含め募集要項等とする。提出書類の作成に当たっては募集要項等を精読の上、遺漏の無いように努めること。また、募集要項等と、先に市が公表した「川崎市上下水道局入江崎総合スラッジセンター汚泥処理施設更新工事实施方針」及び「実施方針等に関する質問回答」との間に異なる点がある場合には、募集要項等の規定が優先するものとする。

- ・ 募集要項
- ・ 要求水準書
- ・ 様式集
- ・ 事業者選定基準
- ・ 基本協定書（案）
- ・ 事業契約書（案）
- ・ 川崎市上下水道局入江崎総合スラッジセンター汚泥処理施設更新工事共同企業体取扱要綱（以下「共同企業体要綱」という。）

本募集要項では、以下のように用語を定義する。

- 【本事業】** 入江崎総合スラッジセンターのうち、既存1系汚泥処理設備の更新について、民間事業者が一体的に実施することにより、事業者の創意工夫が発揮され、財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上等を期待する「川崎市上下水道局入江崎総合スラッジセンター汚泥処理施設更新工事」をいう。
- 【汚泥処理設備】** 汚泥を減量化又は安定化することを目的として行うもので、濃縮、消化、脱水、乾燥、焼却、炭化、熔融等の工程で使用される設備をいう。（既存1系汚泥処理設備とは、現在稼働している1系焼却設備のことで、1系濃縮設備、1系脱水設備、1系焼却設備及び関連する付帯設備等を指す。）
- 【汚泥処理施設】** 汚泥処理設備及び土木・建築構造物（杭基礎含む。）を含む施設全体をいう。
- 【新1系汚泥処理施設】** 現在稼働している全4系列の汚泥処理施設とは別の土地（入江崎総合スラッジセンター敷地内）に建設する新しい1系汚泥処理施設をいう。

【事業者】	本事業を委ねる民間事業者をいう。
【事業提案書】	応募資格審査通過者が募集要項等に基づき作成し、期限内に提出する書類、図書をいう。
【第三者】	市及び事業者を除く者をいう。
【発生汚泥の再生利用】	発生汚泥の燃料又は肥料としての再生利用をいう。例えば、下水汚泥固形燃料や消化ガス、発生汚泥等の焼却廃熱等を利用することであり、肥料では、りんその他の発生汚泥等に含まれる有用物質やコンポスト化した発生汚泥等を利用することなどを指す。
【汚泥の有効活用】	場外に搬出した下水汚泥を建設資材、エネルギー、緑農地等に利用することを指す。
【応募者】	事業者の選定にかかる募集に応募する単体企業又は複数で構成された企業グループ（共同企業体）をいう。（協力企業含む。）
【応募資格審査通過者】	応募者のうち、本市が審査した結果、応募資格を有していると認められた者であり、参加資格者をいう。
【優先交渉権者】	選考の結果、優先交渉権を与えられた者であり、受注適格者をいう。
【共同企業体】	複数の企業からなる企業体。施設の設計・建設の実施者を含む。
【代表企業】	単体企業又は構成員の中から選出された企業で、代表して応募手続き等を行う者をいう。
【構成員】	共同企業体に出資を行い、共同企業体を構成する企業をいう。
【協力企業】	応募者を構成する法人で、当該応募者が事業者となった場合、事業開始後、事業者から直接業務を受託し又は請け負うことを予定しているが、共同企業体には出資しない法人をいう。
【評価委員会】	「川崎市上下水道局入江崎総合スラッジセンター汚泥処理施設更新工事プロポーザル評価委員会」をいう。
【特許権等】	特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の見地をいう。

1 事業内容に関する事項

1.1 事業名称

川崎市上下水道局入江崎総合スラッジセンター汚泥処理施設更新工事

1.2 事業の対象となる施設

川崎市上下水道局入江崎総合スラッジセンター（川崎市川崎区塩浜3-24-12）
新1系汚泥処理施設及び既存1系汚泥処理設備

1.3 公共施設等の管理者

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1.4 事業目的

市では、公共下水道の4つの終末処理場（入江崎水処理センター、加瀬水処理センター、等々力水処理センター、麻生水処理センター）から発生する下水汚泥を入江崎総合スラッジセンターに集約し、現在は全量焼却し、セメント原料として有効利用を図っている。

本事業は現在稼働している既存1系汚泥処理設備の更新事業として、新1系汚泥処理施設の設計・建設及び既存1系汚泥処理設備の撤去を行う。また、事業の実施に当たっては、民間事業者の独自技術や創意工夫を活用し、より経済的かつ温室効果ガスの排出量削減を目標として汚泥の再生利用及び有効活用を図るものである。

1.5 事業概要

入江崎総合スラッジセンター内において、現在稼働している全4系列の汚泥処理施設とは別の土地（敷地内）に新1系汚泥処理施設の設計及び建設を行う。また、建設後、既存1系汚泥処理設備の撤去を行うものである。

本事業は、国土交通省社会資本整備総合交付金の基幹事業に当たり、交付対象である。

なお、本事業はWTO政府調達協定の対象となり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される。

(1) 事業者が行う業務の範囲

ア 新1系汚泥処理施設の設計及び建設

事業者は、既存1系汚泥処理設備の更新工事として、現在稼働している全4系列の汚泥処理施設とは別の土地（敷地内）に新1系汚泥処理施設の設計及び建設を行う。

新1系汚泥処理施設は、温室効果ガスの排出量削減を目標とし、下水汚泥の処理工程により発生する汚泥を再生利用する施設の設計及び建設を行うものとする。新1系汚泥処理施設の仕様は事業者提案により決定する。

なお、汚泥の有効利用（例として焼却設備の場合はセメント原料、炭化及び乾燥設備の場合は燃料。）の15年間の利用先に関する提案を行うものとする。また、優先交渉権者となった場合、事業契約前に利用先と市の運用について、調整を完了させるものとする。

イ 既存1系汚泥処理設備の撤去

既存1系汚泥処理設備の撤去に係る設計及び撤去（処分含む。）を業務の範囲とする。

ウ その他

本事業に必要となる各種申請書類（国の交付金申請書類等）の作成

(2) 事業規模

新1系汚泥処理施設の能力その他事業規模は、次のとおりとする。

ア 新1系汚泥処理施設の規模及び範囲

- ・ 乾燥固形物量は40（t-DS/日）とする。
- ・ 設備の構成は入江崎総合スラッジセンター内において指定する事業用地範囲の限りにおいて問わない。
- ・ 設計・建設：業務範囲の内容は要求水準書に示すとおりとする。

イ 撤去

既存1系汚泥処理設備（1系濃縮設備、1系脱水設備、1系焼却設備及びこれらの付帯設備等）を対象とする。ただし、撤去対象は機械設備及び電気設備とし、土木基礎は残置とする。

(3) 適用技術方式

新1系汚泥処理施設に適用する汚泥処理の技術方式は、発生汚泥の再生利用をする技術であり、次のいずれかの評価、証明を本事業の応募資格確認申請書類等の提出時までに行っているものとする。

- ・ 地方共同法人日本下水道事業団による技術評価
- ・ 公益財団法人日本下水道新技術機構による建設技術審査証明又は新技術研究成果証明
- ・ 国土交通省によるB-DASH事業の実証評価

1.6 事業方式

本事業は、DB（Design Build：設計施工一括）方式で実施するものとする。

1.7 事業期間

本事業の事業期間は以下のとおりとする。

優先交渉権者決定	令和3年7月（予定）
契約交渉期間	令和3年8月～令和3年9月（予定）
契約の締結	令和3年9月（予定）
設計・建設期間	締結日翌日～令和7年12月31日 （3か月以上の試運転含む。）
撤去期間	令和8年1月1日～令和8年12月31日

1.8 事業費の負担及び提案上限価格

新1系汚泥処理施設の設計・建設及び既存1系汚泥処理設備の撤去に係る費用を市が負担する。

本事業の提案上限価格は 金 13,274,420,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

提案上限価格は、設計・建設及び撤去業務に係る対価を単純合計した金額である。

ただし、提案上限価格には、事業契約書（案）に規定する物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税相当額は含まない。

なお、土壌調査結果により建設残土の土壌汚染に関する数量が変わる場合は変更対象とする。残土処分費に関する単価は事業契約時に市と優先交渉権者間で協議の上決定し、変更に伴う事業費の変更は優先交渉権者選定結果には影響しないものとする。

1.9 事業期間終了時の措置

事業者は、設計・建設（試運転含む。）及び撤去業務の各終了時において、要求水準書に示す設計・建設及び撤去の各関連内容を満足する状態に保持しなければならない。

1.10 遵守すべき関係法令等

事業者は、本事業を実施するに当たり、要求水準書に示す関連法令、市の条例及び要綱等を遵守すること。

2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

2.1 事業者の募集及び選定に関する基本的な考え方

市は、本事業への参画を希望する民間事業者を広く公募し、事業の透明性及び公平性の確保に配慮した上で事業者を選定する。事業者の選定に当たっては、公募型プロポーザル方式を採用する。

2.2 選定の手順及びスケジュール

事業者の選定に関する手順及びスケジュールは、以下のとおり予定している。

日付	内容
令和2年12月10日	募集要項等の公表
令和2年12月10日～12月25日	募集要項等に関する質問の受付
令和2年12月10日～12月25日	現場見学会及び資料貸出
令和2年12月10日 ～令和3年3月31日	汚泥試料提供
令和3年1月20日	募集要項等に関する質問回答
令和3年2月10日	応募資格確認申請書類等の受付締切
令和3年3月5日	応募資格確認結果の通知
令和3年5月14日	事業提案書の受付締切
令和3年7月上旬	応募者によるプレゼンテーション
令和3年7月下旬	優先交渉権者の選定
令和3年8月下旬	基本協定締結
令和3年9月下旬	事業契約締結

2.3 応募の手続き等

(1) 募集要項等の内容に関する質問の受付及び回答

ア 提出期間

令和2年12月10日（木）から令和2年12月25日（金）午後5時まで

イ 提出方法

募集要項等の内容に対する質問は、質問内容を簡潔にまとめ、「様式1-1」に記入し、電子メールで提出すること。その際の着信確認は送信者の責任において行うものとする。質問内容を正確に把握するため、電話での受付はしない。

提出先電子メール 80gkeika@city.kawasaki.jp

ウ 回答方法

質問書に対する回答は、川崎市ホームページ（後述3.1参照）において公表する。なお、質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると判断したもの等、質問及び回答を公表しない場合がある。

(2) 現場見学会及び資料貸出

ア 現場見学会

令和2年12月10日（木）から令和2年12月25日（金）午後5時まで（土日除く。）

※現場見学会の申込みは、令和2年12月17日（木）午後5時まで

イ 資料貸出

令和2年12月10日（木）から令和2年12月25日（金）午後5時まで（土日除く。）

※資料返却は、プレゼンテーション実施まで

ウ 申込方法

様式集（様式1-2、1-3）の申込書を用いて電子メールの添付ファイルとして、次のアドレス宛に送信すること。その際の着信確認は送信者の責任において行うものとする。

提出先電子メール 80gkeika@city.kawasaki.jp

エ 回答方法

市は、現場見学会及び資料貸出可能な日程を申込時の電子メールアドレスに回答する。

(3) 汚泥試料提供

ア 申込期間

令和2年12月10日（木）から令和3年3月31日（水）午後5時まで

イ 申込方法

様式集（様式1-4）の申込書を用いて電子メールの添付ファイルとして、次のアドレス宛に送信すること。その際の着信確認は送信者の責任において行うものとする。

提出先電子メール 80gkeika@city.kawasaki.jp

ウ 回答方法

市は、汚泥試料提供可能な日程を申込時の電子メールアドレスに回答する。

(4) 応募資格確認申請書類等の提出

応募資格確認申請書類等は代表企業が提出するものとする。

ア 提出期間

令和2年12月10日（木）から令和3年2月10日（水）午後5時まで（必着）

イ 提出方法

持参又は郵送による。

持参の場合、月曜から金曜（祝日を除く。）の午前9時から午後5時（午後0時から午後1時を除く。）とする。

郵送の場合、書留又は簡易書留で令和3年2月10日（水）午後5時までとする。

ウ 提出書類

様式集による。

エ 提出場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所第2庁舎4階
川崎市上下水道局下水道部下水道計画課施設計画担当

(5) 応募資格審査結果の通知

令和3年2月10日（水）を応募資格確認基準日とし、本事業の応募資格の確認を行う。なお、応募資格審査結果通知書については、令和3年3月5日（金）に市から申請時の電子メールアドレス宛に回答するものとし、事業提案書提出の際に必要な応募者番号も合わせて通知する。

(6) 非参加資格者（応募資格が認められなかった者）に対する理由の説明

非参加資格者は、応募資格が認められなかった理由の説明を求めることができる。

ア 申請期限

令和3年3月12日（金）午後5時まで

イ 申請方法

電子メールによる。

提出先電子メール 80gkeika@city.kawasaki.jp

ウ 申請書類

様式は自由とする。

エ 市からの回答

回答については、令和3年3月31日（水）までに申請時の電子メールアドレス宛に回答する。

(7) 事業提案書の提出

ア 提出期間

令和3年3月5日（金）から令和3年5月14日（金）午後5時まで

イ 提出方法

事前に連絡の上、持参による。

ウ 提出書類

様式集による。

エ 事前連絡先及び提出場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所第2庁舎4階

川崎市上下水道局下水道部下水道計画課施設計画担当

電話 044-200-3209

(8) 応募の辞退

応募資格審査通過者が応募を辞退する場合は、「応募辞退届」を市に提出すること。

ア 提出期間

令和3年5月14日（金）午後5時まで

イ 提出方法

持参による。

ウ 提出書類

様式集（様式2-9）による。

エ 提出場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所第2庁舎4階
川崎市上下水道局下水道部下水道計画課施設計画担当

(9) 応募者によるプレゼンテーション

ア 実施期間

令和3年7月上旬予定（日時場所は、令和3年5月31日（月）までに申請時の電子メールアドレス宛に通知する。）

イ 出席者

出席者は、5名以内とし、本業務における配置予定技術者（設計、建設及び撤去業務）各1名以上は出席すること。

ウ 所要時間

プレゼンテーションの実施20分以内、審査員による質疑応答30分以内とし、所要時間（準備、プレゼンテーション、質疑応答、片付け）は、60分以内とする。

エ 準備機材

スクリーンは、市が用意する。プロジェクター等その他プレゼンテーションに必要な機材は応募者が用意すること。

オ 方法

プレゼンテーションは、主にプロジェクター及びスクリーンを使用し、項目順に説明すること。事業提案書に記載のない事項の説明は認めない。

カ その他

プレゼンテーションは、非公開で実施する。また、プレゼンテーションの内容は、市で録画する。また、評価結果の公表予定日についても、(9)アの内容とあわせて申請時の電子メールアドレス宛に通知する。

(10) 事業提案書に関する確認

事業提案書の審査に当たって必要と判断した場合、市は応募者に提案内容の確認を求めることができる。

(11) 事業者を選定しない場合

事業者の募集及び選定において、応募者がいない又はいずれの事業提案書も事業目的の達成が見込めないと市が判断した場合には、事業者を選定せずにこの旨を速やかに公表する。

2.4 応募者の資格要件

応募者は、次の各時点までに、以下の要件を全て満たしていなければならない。

2.4.1 応募資格確認申請書類等の提出時まで

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等は、次のとおりとする。

ア 応募者は応募資格確認申請時に、代表企業、構成員又は協力企業のいずれの立場であるかを明らかにするとともに、各企業の役割を明示すること。

イ 応募者は、他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。

ウ 応募者が、本事業を行う目的で共同企業体を形成する場合、共同企業体要綱に準拠すること。

エ 同一の応募者が本事業に対し複数の事業提案を行うことはできない。

オ 共同企業体を形成する場合、委任状（様式 2-4）及び共同企業体協定書（様式 2-5）を応募資格確認申請書類等の提出期限までに提出すること。

(2) 代表企業及び構成員に必要な資格

代表企業及び構成員は本事業の契約の締結日前 1 年 7 か月以内の審査基準日による経営事項審査を受けている者（有効期間内の経営規模等評価点結果通知書・総合評定値通知書を有していること。）

(3) 共通の参加資格

代表企業、構成員及び協力企業等、本工事に携わるものは、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に該当しない者

イ 国税又は市税の未納がない者

- ウ 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものでない者
- エ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反していない者
- オ 次のいずれにも該当しない者
- （ア） 契約規程第2条の規定により一般競争入札に参加できない者
- （イ） 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱（昭和63年9月1日63川財工第166号）第2条又は第3条の規定により指名停止を受け、指名停止期間中である者
- カ 本事業の募集開始の日から起算して、前2年以内に手形交換所による取引停止処分を受けた者又は前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡り事故を出した者でないこと。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあつては、本事業の募集開始の日までに同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者
- ク 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、本事業の募集開始の日までに同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者
- ケ 本事業についてアドバイザー業務に関係している以下の者と資本面若しくは人事面において関連がある者ではないこと。（「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株主を有し、又はその出資の総額100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。）

委 託 名：入江崎総合スラッジセンター1系汚泥処理施設

更新工事事業者選定支援業務委託

請負業者：株式会社 N J S

(4) 各業務に当たる者の参加資格

新1系汚泥処理施設の設計・建設及び既存1系汚泥処理設備の撤去を行う者は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。なお、各業務に当たる者の資格要件を満たす者が資格要件を満たす複数の業務に当たることを認める。

ア 設計業務に当たる者

- （ア） 機械・電気設備の設計に関する業務に当たる者は、管理技術者として、技術士登録の総合技術監理部門（選択科目は下水道とするものに限る。）又は上下水道部門（選択科目は下水道とするものに限る。）の資格を有する技術者を配置するこ

とができること。

- (イ) 建築構造物の設計に関する業務に当たる者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士の資格を有する技術者を配置することができること。
- (ウ) 土木構造物の設計に関する業務に当たる者は、技術士登録の上下水道部門（選択科目は下水道とするものに限る。）の資格を有する技術者を配置することができること。

イ 建設及び撤去業務に当たる者

- (ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、建築一式工事、土木一式工事、機械器具設置工事業及び電気工事の各業務は、代表企業又は構成員が当たること。また、各業務に当たる代表企業及び構成員は、各業務につき、特定建設業の許可を受けていること及び監理技術者を専任として配置すること。
- (イ) 機械設置工事に当たる代表企業及び構成員は、本事業の募集開始の日に日本国内の公共事業において下水道事業、し尿・浄化槽汚泥処理事業又は両者を含む事業において処理能力40（t-DS/日）以上の脱水汚泥を対象に汚泥処理の最終処理を行う設備（焼却設備、乾燥設備、炭化設備等）の元請として施工した実績を有する者。なお、PFI法に基づく事業において国・地方公共団体との間で事業契約を締結した特別目的会社から受注し元請として施工した実績を含めるものとする。

なお、施工した実績は、例えば本事業での事業者提案が焼却設備であれば、焼却設備の実績であり、乾燥設備であれば乾燥設備の実績とする（機器の構成、形式は問わない。）。

- (ウ) 建築一式工事、土木一式工事、電気工事に当たる代表企業及び構成員は、各業務につき、建設業法に規定する経営規模等評価点結果通知書・総合評定値通知書（本事業の契約の締結日前1年7か月以内の審査基準日による内容であること。）の総合評定値（P点）が次の点数以上であること。

建築一式：910点以上

土木一式：840点以上

電気：830点以上

2.4.2 プレゼンテーションの実施時まで

(1) 代表企業及び構成員に必要な資格

ア 代表企業はプレゼンテーションの実施時まで令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿（仮称）「機械」に登録されていること。

イ 構成員はプレゼンテーションの実施時まで令和3・4年度川崎市工事請負有資格

業者名簿（仮称）に登録されていること。

2.5 事業提案書の審査等

(1) 提案の審査及び評価

事業提案書の審査及び評価は、川崎市上下水道局入江崎総合スラッジセンター汚泥処理施設更新工事プロポーザル審査委員会及び評価委員会により行う。

(2) 評価内容

評価内容は、事業者選定基準による。

(3) 評価結果の公表

評価結果は、川崎市ホームページ（後述3.1参照）において公表する。

2.6 事業提案書に関する条件

事業提案書は、要求水準書を満たすものとする。

なお、提出書類の取扱いは次のとおりとする。

(1) 著作権

応募者が提出した事業提案書の著作権は、応募者に帰属する。また、提案については本事業の講評以外には使用しない。なお、応募者から提出を受けた書類は返却しない。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を応募者が負担するものとする。

2.7 代表企業及び構成員の変更の制限

(1) 変更に係る原則

代表企業の変更は例外なく認めない。また、応募資格確認基準日以降の構成員（代表企業を除く。）の入替、追加、脱退及び担当業務の変更（以下「構成員の変更」という。）は、原則として認めない。

構成員の一部又は全部が応募資格の各要件を満たさなくなった場合、原則として当該応募者を審査の対象から除外する。

(2) 構成員の変更に係る特例

ア 応募資格確認基準日から事業提案書受付締切日の前日まで

構成員（代表企業を除く。）が指名停止等の措置を受けた場合は、当該構成員を除いた上で、代わりとなる構成員を補充して新たに共同企業体を結成することができるものとする（共同企業体要綱第8条第2項に該当）。また、市は、応募者が構成員の変更を申請した場合、その理由がやむを得ないと認めるときは、変更後の応募者の応募資格を確認した上で、事業提案書受付締切日の前日までにこれを承認することがある。

本申請を行おうとする応募者は、当該申請の前に市と協議を行わなければならない、また、申請は市が指定する書類を市に提出することにより行わなければならない。

イ 事業提案書受付締切日から優先交渉権者決定日まで

市は、事業提案書受付締切日以降に構成員（代表企業を除く。）の一部が応募資格を喪失した場合で応募者が構成員の変更（応募資格を喪失した構成員の脱退に限る。）を申請したときは、提案内容の継続性を勘案し、その理由がやむを得ないと認めるときに限り、変更後の応募者の応募資格を確認した上で、優先交渉権者決定日までにこれを承認することがある。

本申請を行おうとする応募者は、当該申請の前に市と協議を行わなければならない、また、申請は市が指定する書類を市に提出することにより行わなければならない。

2.8 優先交渉権者選定後の手続

(1) 基本協定の締結

優先交渉権者として選定された者は速やかに市と協議を行い、協議が整った場合には基本協定を市と締結する。

担当課：川崎市上下水道局下水道部施設課

(2) 事業契約の締結

優先交渉権者は、基本協定の締結後、本事業に係る事業契約を市と締結する。なお、優先交渉権者は要求水準書及び事業提案書を基に仕様書を作成すること。

担当課：川崎市上下水道局下水道部施設課

(3) 優先交渉権者との協議が整わない場合等の措置

市は、優先交渉権者との協議の成立が見込めない場合又は優先交渉権者が応募資格を欠くに至った場合は、優先交渉権者との協議を取り止め、他の応募者のうち、事業提案書の審査及び評価結果の順位が高い者から契約交渉を行い、事業契約を締結する。

2.9 応募に関する留意事項

(1) 募集要項の承諾

応募者は、事業提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 必要事項の通知

募集要項等に定めるもののほか、プロポーザルに当たっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

(3) 各種関係資料の貸出

募集要項等（募集要項、要求水準書、様式集、事業者選定基準、基本協定書（案）、事業契約書（案）、共同企業体要綱）の資料は、川崎市ホームページ（後述 3. 1 参照）から入手すること。

資料貸出の期間内に問合せ先において、別紙「資料リスト」の資料を電子データ（DVD）で貸出する。貸出を希望する者は、事前に様式集（様式 1-3）の申込書を提出すること。

貸出した全ての資料は本事業以外に使用しないこと。また、応募者はプレゼンテーション実施後、取込データ及び印刷物を破棄し、貸出した電子データ（DVD）を市へ返却すること。

(4) 募集要項等の変更

公表後における民間事業者等からの質問等を踏まえ、募集要項等の内容を見直し、募集要項等に関する質問回答日までに変更を行うことがある。なお、変更を行った場合は、速やかにその内容を川崎市ホームページ（後述 3. 1 参照）に掲載することにより公表する。

(5) 当該契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

3 その他事業の実施に関し必要な事項

3.1 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、以下の川崎市ホームページを通じて適宜行う。

<https://www.city.kawasaki.jp/800/page/0000117152.html>

3.2 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

3.3 特定工事請負契約（公契約対象）

本事業における優先交渉権者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約（公契約）に該当する。

特定工事請負契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定める。

特定工事請負契約は、下請も含め、市の定める基準を下回らない賃金を労働者に支払うことが契約条項に加わる。下請も含めて契約に違反した場合は受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もあるため、応募する際は十分に注意すること。

詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び「入札情報かわさき」の「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き（上下水道局）」を確認すること。

3.4 建設業退職金共済制度

契約締結後、当該工事の施工に当たっては、建設業退職金共済制度の履行が必要となる。

3.5 質問及び申請手続きに関する問合せ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所第2庁舎4階

川崎市上下水道局下水道部下水道計画課施設計画担当

電話 044-200-3209

電子メール 80gkeika@city.kawasaki.jp

電子メール以外は月曜から金曜（祝日を除く。）の午前9時から午後5時（午後0時から午後1時を除く。）とする。

3.6 SUMMARY

(1) Subject of the contract:

Renewal Construction of Sludge Treatment Facility for the Iriezaki Sludge Treatment Center, Water Works Bureau, Kawasaki City

(2) Acceptable submission period of qualified certification (direct delivery or mail):

From 10th December 2020, till at 5:00 p.m. on 10th February 2021

(3) Acceptable submission period of technical proposal (only direct delivery without mail):

From 5th March 2021, till at 5:00 p.m. on 14th May 2021

(4) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE

Sewage Waterworks Planning Section

Sewerage Administration Department

Waterworks Bureau

1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki City, Kanagawa 210-8577 Japan

TEL:044-200-3209

別紙 資料リスト

工種	資料名
機械	仮称入江崎総合スラッジセンター建設機械その1工事
	仮称入江崎総合スラッジセンター建設機械その2工事
	仮称入江崎総合スラッジセンター建設機械その3工事
	仮称入江崎総合スラッジセンター建設機械その4工事
	仮称入江崎総合スラッジセンター建設機械その7工事
	仮称入江崎総合スラッジセンター建設機械その12工事
	仮称入江崎総合スラッジセンター建設その15工事
	仮称入江崎総合スラッジセンター建設その19工事
	入江崎総合スラッジセンター建設機械その31工事
電気	仮称入江崎総合スラッジセンター建設電気その2工事
	仮称入江崎総合スラッジセンター建設電気その3工事
	仮称入江崎総合スラッジセンター建設電気その5工事
	仮称入江崎総合スラッジセンター建設電気その8工事
	仮称入江崎総合スラッジセンター建設電気その10工事
	仮称入江崎総合スラッジセンター建設電気その11工事
	仮称入江崎総合スラッジセンター建設電気その13工事
	仮称入江崎総合スラッジセンター建設電気その14工事
	仮称入江崎総合スラッジセンター建設電気その16工事
	入江崎総合スラッジセンター建設電気その20工事
	入江崎総合スラッジセンター建設電気その21工事
	入江崎総合スラッジセンター建設電気その22工事
	入江崎総合スラッジセンター建設電気その23工事
	入江崎総合スラッジセンター建設電気その24工事
	入江崎総合スラッジセンター建設電気その25工事
	入江崎総合スラッジセンター建設電気その26工事
	入江崎総合スラッジセンター建設電気その27工事
	入江崎総合スラッジセンター建設電気その28工事
	入江崎総合スラッジセンター建設電気その30工事
	土木・建築
仮称入江崎総合スラッジセンター建設その2工事	
仮称入江崎総合スラッジセンター建設その3工事	
仮称入江崎総合スラッジセンター建設土木その2工事	
仮称入江崎総合スラッジセンター建設その4工事	
仮称入江崎総合スラッジセンター建設その9工事	
仮称入江崎総合スラッジセンター建設その14工事	
仮称入江崎総合スラッジセンター建設その17工事	
仮称入江崎総合スラッジセンター建設その18工事	
仮称入江崎総合スラッジセンター建設土木その9工事	
水質	水質管理年報(H27～R1年度)
その他	地質調査委託第6号
	仮称汚泥処理センター地質調査委託その1
	H06仮称入江崎総合スラッジセンター都市ガス設備工事